

特許等知識産権案件の訴訟プロセスに関する若干問題の決定

～最高人民法院が特許訴訟第二審を審理～

2018年10月31日

河野特許事務所

所長弁理士 河野英仁

1. 概要

中国人民代表大会常務委員会は2018年10月26日、発明特許などの技術専門性の高い訴訟事件の上訴案件を最高人民法院が審理する旨を内容とする「特許等知識産権案件の訴訟プロセスに関する若干問題の決定」を公表した。

現在、特許訴訟第二審は各地の高級人民法院が管轄を有しているが、地域間での判断のばらつきを抑えるべく、一定の訴訟案件については、最高人民法院が第二審管轄を有することとなった。本決定は2019年1月1日より施行される。

なお、外観設計特許（意匠に相当）民事訴訟については技術的専門性が高いとは言えず、従来どおり、第二審は高級人民法院となる。

2. 決定の内容

公表された決定内容は以下の通りである。

知識産権案件の裁判標準を統一し、知識産権の司法保護をさらに強化し、科学技術革新による法治環境を良好し、革新主導型の発展戦略の実施を加速すべく、以下のとおり決定する：

一、当事者が、発明特許、实用新型特許、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占等専門的で技術性の比較的強い知識産権民事案件の第一審判決、裁定に対する不服に対し、上訴した場合、最高人民法院により審理する。

二、当事者が特許、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占等専門的で技術性の比較的強い知識産権行政案件の第一審判決、裁定に対する不服に対し、上訴した場合、最高人民法院により審理する。

三、既に法律効力が発生した上述案件の第一審判決、裁定、調解書に対して、法により再審申請、抗訴等、審判監督プロセスを適用した場合、最高人民法院により審理す

る。最高人民法院はまた法により下級人民法院に再審を指令することができる。

四、本決定について施行満三年で、最高人民法院は全国人民代表大会常務委員会に本決定の実施状況を報告しなければならない。

五、本決定は2019年1月1日より施行する。

3. コメント

特許訴訟に関する裁判管轄を、特許民事訴訟及び特許行政訴訟別にまとめれば以下の表のとおりとなる。

(1)特許民事訴訟

特許の種類	第一審	第二審
発明特許	各地の知識産権法院または中級人民法院	最高人民法院
实用新型特許	各地の知識産権法院または中級人民法院	最高人民法院
外觀設計特許	各地の知識産権法院または中級人民法院	各地の高級人民法院

(2)特許行政訴訟

特許の種類	行政機関	第一審	第二審
発明特許、 实用新型特許及び 外觀設計特許	特許復審委員会	北京知識産権法院	最高人民法院

以上